

## DIC グループの生物多様性に関する方針

### 第1条（目的）

DIC グループは、環境への責任を持ち、持続可能性の実現に取り組むものとする。DIC グループは、健全でバランスのとれた生態系を維持するために生物多様性\*が重要であることを認識し、環境への影響を最小限に抑え、生物多様性の保全・保護に積極的に貢献する。本方針は、生物多様性保全への責任と目標、そのための取り組みを示すものとする。

DIC グループは、生物多様性の責任ある管理が環境のためだけでなく、事業の長期的な成功のためにも不可欠であることを認識している。本方針は、持続可能性への DIC グループの献身の証であり、DIC グループは、将来の世代のために目標を達成し、より健全な地球に貢献するため、たゆまぬ努力を続けるものとする。

\*「生物多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなを問わない）の間の多様性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含むものとする。

### 第2条（法令遵守）

DIC グループは、生物多様性の保全、環境保全および天然資源管理に関連する国内外の全ての法令を遵守する。DIC グループは、国内法および国際法との間に矛盾がある場合、可能な限り国際的に認められた法令を尊重する方法を追求する。

### 第3条（生物多様性の評価）

DIC グループは、事業活動が生物多様性に与える影響を評価し、その結果に基づいて悪影響の軽減に努めるものとする。

### 第4条（地域対応）

DIC グループは、地域の生息地および生態系への被害を最小限に抑えながら事業活動を遂行する。

### 第5条（持続可能な調達）

DIC グループは、生物多様性への悪影響を最小限に抑えた原材料・製品・サービスの調達を推進する。DIC グループは、サプライヤー管理プラットフォーム（例：EcoVadis）およびアンケートを活用して、サプライヤーを評価した上で、企業の社会的責任の取り組みを促進する。

#### 第6条（公害防止）

DIC グループは、環境への汚染物質・化学物質・廃棄物の排出を最小限に抑える技術・手法を取り入れ、地域の生態系に悪影響を与えない事業活動を遂行する。5R\* およびサーキュラーエコノミーの原則により、下流のリサイクル性を向上させるものとする。

\*5Rとは、「Reuse」「Reduce」「Renew」「Recycle」および「Redesign」という5つのキーワードを指し、サーキュラーエコノミーの向上およびカーボンフットプリントの削減を推進し、DIC グループにおける事業活動および製品創造活動に取り入れている。

#### 第7条（研究および技術革新）

DIC グループは、持続可能な原料調達を含め、生物多様性に配慮した製品・サービスを通じて、自然資本の保全に貢献する。また、DIC グループは、持続可能な利益を目指して産業界の連携に貢献する。

#### 第8条（教育および研修）

DIC グループは、生物多様性保全の重要性を認識させるため、DIC グループにおける社員および協力会社に対して教育および研修を実施する。DIC グループは、DIC グループにおける環境文化の醸成を目指すものとする。

#### 第9条（報告および透明性）

DIC グループは、生物多様性への取組および成果について、透明性のあるコミュニケーションを継続する。DIC グループは、定期的に進捗状況を報告し、ステークホルダーと取り組むものとする。

#### 第10条（継続的改善）

DIC グループは、本方針を定期的に見直し、新たな最善策および進化する環境基準を反映させるものとする。DIC グループは、生物多様性の保全・向上に向けた取り組みを継続的に改善する。

#### 第11条（地域への参加）

DIC グループは、地域社会と連携して生物多様性保全に取り組むものとする。DIC グループは、地域社会との間に強固な関係を築くとともに、地域社会の視点を理解することにより、共有環境を守るという共通の目標に向かって取り組むものとする。

#### 附 則

1. 本方針は、2023年11月15日から施行する。